



災害時における応急対策業務に関する協定書

令和8年3月

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会四国支部長（以下、「乙」という。）は、災害時における応急対策及びその支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、津波及び風水害等により災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急対策及びその支援活動（以下「業務」という。）に関し、乙は、甲が実施する業務の遂行に必要な建設機械（輸送車両含む）、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及び動員の方法並びに日本建設業連合会四国支部に所属する会員（以下「会員」という。）からの情報提供等の方法を定め、もって、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲・対象施設）

第2条 業務の実施範囲・対象施設は、次のとおりとする。なお、業務の要請は、被災地の状況等を踏まえ甲と乙が調整の上、実施するものとする。

- 一 甲が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- 二 甲の管内に位置する地方公共団体の所管施設等における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所
- 三 前二号に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に甲が要請する国内における甲の管外の災害発生箇所（甲の管外に位置する地方公共団体の所管施設等を含む）

### （情報収集業務）

第3条 甲は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に情報収集業務を要請できるものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、第2条（業務の実施範囲・対象施設）に示す所管施設等の被災状況に関する情報を収集整理し、甲若しくは甲が所掌する事務所及び管理所等の長（以下、「事務所長等」という。）に情報提供するものとする。
- 3 乙は、要請の無い場合においても、第2条（業務の実施範囲・対象施設）に示す所管施設等の被災状況に関する情報を把握した時点で甲若しくは事務所長等に情報提供しよう努めるものとする。

- 4 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲でこれに応じるものとする。なお、情報収集業務の詳細内容について疑義が生じた時は、甲と乙が協議して定めるものとする。

#### (災害応急対策業務)

- 第4条 甲は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に災害応急対策業務を要請できるものとする。
- 2 甲は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式等により、乙に会員の使用可能な建設機械、資機材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「会員の情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。
  - 3 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の情報を収集し、甲に報告するものとする。ただし、甲の管内で非常体制基準に達した災害（震度6弱以上の地震等）が発生した場合、乙は、前項の要請を待たずに、会員の情報の収集を開始し、甲への報告に努めるものとする。
  - 4 前項の報告等を踏まえ、甲は、会員の情報により、災害応急対策業務を実施する乙の会員を特定し、出動を要請するものとする。
  - 5 甲は、前項の規定により出動を要請する乙の会員を特定した場合は、その内容を乙に通知するものとする。
  - 6 乙の会員は、甲から前項の通知があった場合、甲又は事務所長等の指示を受け、速やかに所管施設等の被災状況を把握し、災害応急対策業務を実施するものとする。
  - 7 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲でこれに応じるものとする。

#### (業務の実施体制)

- 第5条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制（乙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。
- 2 乙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資機材等」という。）の数量を把握し、協定締結後、速やかに甲に報告するものとする。なお、本協定の有効期間を延長した場合、乙は、技術者及び建設資機材等について速やかに報告するものとする。
  - 3 乙は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において迅速に業務ができるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲若しくは事務所長等は、第4条(災害応急対策業務)の規定により乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出動の内容に係る契約を締結するものとする。また、第3条(情報収集業務)の規定により出動を要請したときは、遅滞なく、乙より指示を受けた乙の会員と当該業務の内容に係る契約を締結するものとする。

2 乙又は乙の会員は、契約締結にあたっては、労災保険に加え、本協定に基づき災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づく業務の内容の内、情報提供等の出動等を伴わない活動は無償を基本とする。

2 この協定に基づく業務の内容の内、資材、機材、技術者等の出動等に係る費用については有償とする。

3 第9条(地方公共団体等からの要請)の規定により、甲が地方公共団体等からの要請により、乙に要請した業務については、乙又は乙の会員は当該業務を必要とした地方公共団体等と協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第8条 乙又は乙の会員は、業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは建設資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務を指示した機関に報告するとともに、その損害の負担については、公共工事標準請負契約約款に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

2 第9条(地方公共団体等からの要請)の規定により、甲が地方公共団体等からの要請により、乙に要請した業務については、乙又は乙の会員は当該業務を必要とした地方公共団体等と協議して定めるものとする。

(地方公共団体等からの要請)

第9条 甲は、管内の地方公共団体等から甲に第4条(災害応急対策業務)の業務の要請があったときは、乙に第4条第1項(災害応急対策業務)に基づく業務実施の要請の他、地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。

2 甲は、被災状況に応じて、前項に関わらず、被災地方公共団体の位置する整備局等と調整の上、管外の地方公共団体等からの要請を受けたときは、乙に地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。

- 3 乙は、前2項の規定により甲から打診を受けたときは、可能な範囲でこれに応じるものとする。

(広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進)

第10条 甲は、本協定に基づき乙又は乙の会員が実施する業務の円滑な遂行およびその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、乙及び乙の会員と連携しつつ広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

- 2 本協定を用いた甲の要請に基づき活動する場合には、乙又は乙の会員は TEC-FORCE パートナーとして活動し、被災地において広報や災害応急対策業務の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組を実施することを基本とする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和8年3月31日から令和9年3月31日までの期間とする。

- 2 前項に規定する期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引続き本協定の期間満了の翌日より1年間継続するものとし、当該期間が満了した後も同様の扱いとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

1. 本協定は、平成18年 3月22日から施行する。
2. 本協定は、平成24年 9月25日に改定する。
3. 本協定は、令和 8年 3月31日に改定する。



この協定書の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上各自1通を保有するものとする。



令和 8年 3月31日

甲 高松市サンポート3番33号

国土交通省四国地方整備局長

豊口 佳之



乙 高松市磨屋町6番4号

一般社団法人日本建設業連合会四国支部長

尾崎 美伸

